静岡県告示第171号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月11日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和4年3月11日

静	出	県	知	事	Ш	勝	平	太

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日
マ ル	, mg //\	冲炉	賀茂郡河	津町川	△和4年9月11日					
下任.	ケ野谷	净 称	賀茂郡河	津町川	令和4年3月11日					

静岡県告示第172号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月11日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和4年3月11日

静岡県知事 川勝平太

路線名	1	典 用	開	始	の	区	間	供用開始の期日
掛川浜岡線	御前崎	奇市池新日	 令和4年3月11日					
掛川供叫豚	御前崎	奇市池新日	予加4平3月11日					

静岡県告示第173号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月11日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和4年3月11日

静岡県知事 川勝平太

路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の期日
++1	 	Î	掛川市萩	 令和4年3月11日						
掛	川川根	形	掛川市萩	間字垂	↑和4年3月11日					

静岡県告示第174号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月11日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和4年3月11日

静岡県知事 川勝平太

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日
代	袋井小笠線			山瀬字						
	开小立	邴	掛川市入	山瀬字	A					
大須賀掛川停車場線			掛川市横	須賀字	令和4年3月11日					
八須貝	掛川停	平 塚 彦	掛川市入	山瀬字						